

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 4 年 3 月 17 日（木） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・山下次長・岡本補佐
8. 協議事項
3 月定例会本会議（3 月 2 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 1 名

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 11 時 31 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 4 年 3 月 17 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

吉津委員長 本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から予算決算常任委員会を開会します。これより、議案第 7 号「令和 4 年度 長門市一般会計予算」を議題とします。各分科会における審査の経過について報告を求めます。総務民生分科会副会長、中平裕二委員。

中平委員 予算決算常任委員会総務民生分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。令和 4 年 3 月 2 日に開催された予算決算委員会において分担された、議案第 7 号「令和 4 年度長門市一般会計予算」のうち、総務民生委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。分科会を令和 4 年 3 月 4 日及び 3 月 8 日に市役所 5 階第 3 委員会室において開催し、委員の出席をはじめ、執行部には副市長、関係部課長の出席を求め、吉津弘之分科会長が議事を進行しました。審査は、3 月 4 日に、議会事務局、企画総務部、各支所、子育て支援課、会計課及び消防本部が所管する費目の審査を行い、3 月 8 日には市民生活部、子育て支援課を除く健康福祉部、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局が所管する費目について審査を行いました。審査の経過についてはすでにお手元に配布しております会議録のとおりであります。特に次の事項についてご報告いたします。財政調整基金繰入金に関して、委員から「繰入金額が前年度当初予算比 4 億 4,000 万円増額となったことに対する見解について」質疑があり、執行部から「財政調整基金の繰入については、当初予算を算定する際に歳入歳出を比較し、不足する歳入について予算調整を行ったところである。繰入れ後における財政調整基金の令和 4 年度末残高見込みは、標準財政規模に対する割合が令和元年度末時点と同程度を保てるが、前年度と比較すると繰入額が大きくなっていることから、今後も適正な基金残高の確保について注視しながら運用していきたいと考えている」との答弁がありました。次に、「三隅支所費」に関して、委員から「土地購入における購入単価及び購入の効果について」質疑があり、執行部から「三隅支所が建設されている土地の一部は借地となっており、令和 4 年度当初予算で土地購入に係る経費を計上したところであるが、購入単価については三隅支所周辺の売買実例価格を参考としている。効果については、土地の購入により賃貸借契約解除による支所移転等のリスクを回避し、安定運営が行える環境が整うことを効果と捉えている」との答弁がありました。次に、油谷支所費の「油谷地区小さな拠点づくり推進事業」に関して、委員から「小さな拠点づくり推進事業の具体化に向けた、今後の予算執行の方針について」質疑があり、執行部から「まずは地元の理解を得る、油谷地区全体の市民の声を再度伺うことが必要であり、その際は、市が考えていることについて、選択肢を提示しつつ、どのような形

が小さな拠点づくりにとってふさわしいのかという点を丁寧に説明していくことが、この事業最大の眼目と考えている。このたびの支所解体に向けての事前調査予算は、市民との意見交換及び理解を得ることを踏まえ、計上していることを理解いただきたい」との答弁がありました。次に、児童措置費の「ハローベビー応援給付金」に関して、委員から「財源及び政策の効果について」質疑があり、執行部から「財源は全額地域活性化基金を活用する。政策の効果については、『まち・ひと・しごと創生総合戦略』において、2024 年までに合計特殊出生率を 1.65 へ向上させることを目標とする指標もあるが、ハローベビー応援給付金事業のみをもって政策効果を判断するのではなく、現在市が行っている既存の事業や新規拡充の事業を加えて総合的に判断することが必要と考えている。このたびのハローベビー応援給付金事業は、子どもの誕生を祝うとともに子育てに係る経済的支援を行うものであるが、他の事業と併せて、結婚から妊娠、出産、子育てなど一連の支援策の充実を図ることで子育て世帯に選ばれるまちを実現していきたいと考えており、その結果として、人口減少や少子化対策につながり効果として表れてくるのではないかと考えている」との答弁がありました。次に、社会福祉総務費の「長門市地域福祉センター管理事業」に関して、委員から「施設維持補修工事に係る市と社会福祉協議会の負担割合及び決定方法について」質疑があり、執行部から「エレベーター補修工事の総工事費 1,980 万円のうち、3 分の 2 にあたる 1,320 万円を市、3 分の 1 にあたる 660 万円を社会福祉協議会の負担としている。負担割合については、長門市地域福祉センター指定管理者制度適用実施方針において、自主事業についてのリスクの負担はすべて指定管理者である社会福祉協議会と定めていること、及び協定では疑義が生じた場合には双方協議のうえ定めることにしており、このたびのエレベーター補修工事費に係る負担割合については、過去の設置に関する経緯や、社会福祉協議会の自主事業であるデイサービスで主に使用されていることを踏まえて、双方協議のうえ負担割合を決定した」との答弁がありました。次に、老人福祉費の「敬老事業」に関して、委員から「事業の詳細について」質疑があり、執行部から「前年度との変更点としては、敬老事業を敬老会開催事業の方にシフトしていくという全体の見直しの中で、敬老入浴優待券に関するアンケート結果も踏まえて優待券の配布廃止を決定した。また、敬老会の交付金については、ウイズコロナ時代に向けた対応として、会を開催する場合は自治会の規模を問わず一律 3,000 円を加算して交付することとしている。なお、敬老祝金については従来制度との変更点はなく、100 歳を迎えた高齢者に 3 万円の祝い金を支給するものであり、令和 4 年度では支給対象者を 31 人と見込み予算計上した」との答弁がありました。その他の費目については特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で予算決算常任委員会総務民生

分科会の報告を終わります。

吉津委員長 これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので総務民生分科会報告に対する質疑を終わります。次に、文教産業分科会副会長、早川文乃委員。

早川委員 予算決算常任委員会文教産業分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。令和4年3月2日に開催された予算決算委員会において分担された、案第7号「令和4年度長門市一般会計予算」のうち、文教産業委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。分科会を令和4年3月7日及び3月9日に市役所5階第3委員会室において開催し、委員の出席をはじめ、執行部には副市長、関係部課長の出席を求め、吉津弘之分科会長が議事を進行しました。審査は、3月7日に、経済観光部が所管する費目の審査を行い、3月9日には建設部及び教育委員会が所管する費目について審査を行いました。審査の経過についてはすでにお手元に配布しております会議録のとおりであります。特に次の事項についてご報告いたします。畜産業費の「長門市畜産振興計画策定事業」に関して、委員から「事業の目的について」質疑があり、執行部から「悪臭等への対応や、生産者減少の中における省力化やオートメーション化を視野に入れた総合的な畜産振興に向けた総合計画を基本計画を策定する必要があるため」との答弁がありました。次に、林業振興費の「林業法人運営支援事業」に関して、委員から「運営費補助金を増額した理由について」質疑があり、執行部から「令和3年度において航空レーザー計測による山の資源解析を行っているが、今後は山林の集積作業に向けて現地での調査面積が大幅に増加することから職員を1名増員するため」との答弁がありました。次に、水産業振興費の「アワビ中間育成事業」に関して、委員から「事業の今後の見通しについて」質疑があり、執行部から「令和4年度から漁業者が育成事業に携わり技術を習得し、3年後には漁協が行う自営事業として成立することを目標としている」との答弁がありました。次に、商工業振興費の「戦略的産業基盤強化事業」に関して、委員から「戦略的企業誘致アドバイザー業務の内容について」質疑があり、執行部から「企業誘致に向けた本市の特徴の整理・分析をする基本的な調査と誘致コンセプトの立案、誘致戦略実行計画の策定、誘致活動に対する助言等を行うこととしている」との答弁がありました。次に、地方創生推進費の「海・山・人が織りなす新たな旅のスタイル創造事業」に関して、委員から「業務委託の詳細な内容について」質疑があり、執行部から「デジタル観光戦略推進業務、情報発信業務、地域おこし企業人遂行業務委託料、JAL 日本航空等と連携した情報発信事業、アウトドアツーリズム推進計画策定業務委託としている」との答弁がありました。次に、公民館費の「通公民館整備事業」に関して、委員から「施設整備及び移転後の

費用について」質疑があり、執行部から「山口県漁協通支店との協議において、行政の機能移転に係る整備ということで市が負担することになっている。また、移転後は占有部分に対する費用として、施設等借り上げ料を 63 万 7,000 円計上しているところである」との答弁がありました。次に、住宅管理費の「社会資本整備総合交付金事業」に関して、委員から「公営住宅ストック総合改善事業の事業内容と今後の計画について」質疑があり、執行部から「給排水管の改修、浴槽やトイレなどの衛生機器の改修、壁や天井への防カビ塗装を行い、さらに、床を塩ビシートに張り替え、台所について流し台の交換を行う。今後は年次的に 1 棟ずつ改修していきたい」との答弁がありました。その他の費目については特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で予算決算常任委員会文教産業分科会の報告を終わります。

吉津委員長 これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので文教産業分科会報告に対する質疑を終わります。以上で、各分科会の報告は終わりました。

岩藤委員 委員長、動議。

吉津委員長 ただ今、岩藤委員から修正案提出のため休憩されたいとの動議が提出されましたので、この際、暫時休憩します。再開は 9 時 55 分からとします。

— 休憩 9 : 45 —

— 再開 9 : 54 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。お手元に配付のとおり、岩藤委員から議案第 7 号について修正案が提出されました。修正案について提出者の説明を求めます。岩藤委員。

岩藤委員 委員長が申されたように本予算の修正案を提出させていただきましたので説明をさせていただきます。本予算修正案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 192 億 9,200 万円にしようとするもので、歳出では第 3 款「民生費」、第 2 項「児童福祉費」を 2,000 万円減額し、歳入では第 20 款「繰越金」、第 1 項「基金繰入金」を 2,000 万円減額するものであります。修正に関する説明としては、歳出について、補正予算書 124 ページ、125 ページに記載のある第 3 款「民生費」、第 2 項「児童福祉費」、第 2 目「児童措置費」の「ハローベイベー応援給付金」2,000 万円を減額削除するものであります。まず、誤解を避けるため冒頭に申し上げたいのは、今回の修正案は、出産祝い金という考え方を否定するものではなく、これから産まれてくる子どもに加えて、今いる子どもたちへの支援を強化するための予算措置を講ずるべきであると私は考えております。さて、私は去る 3 月 2 日本会議場において、「ハローベイベー応援給

付金」について本事業に対する市長の思いを質しました。本市の人口減少、少子化問題は待ったなし、喫緊の課題として強い危機感を持っているとのことでした。人口減少・少子化は地方自治体にとって、最大のテーマであることは周知の事実ですが、私は、市長の考えを聞いて印象に残ったのは「転入者の増や多子出産により、人口の社会減、出生数の減少に歯止めをかけたい」とのフレーズであり、これが子育て支援策になるのかという疑問でありました。そこで、複数名の市民の方々の見解を伺いました。大半の声は、先ずは子育て支援の見直しでありました。具体的には、出産した際の一時的な給付金ではなく、子どもの成長の過程において節目・節目での経済的支援を望む声が圧倒的でした。今回、事業の制度設計に当たっては、アンケートの結果を拠り所にしたとのことですが、どれだけの子育て世代の声が今回の政策に反映されているのか疑問が残ります。更に、少子化対策なのか、移住施策なのか、子育て施策なのか目的がよく見えず、果たして、十分な政策効果を期待できるのか強く疑問を持っています。また、3子、4子以降については出産を奨励する意味合いの予算措置とのことですが、出産は女性にとって命がけであり、命を生み出す尊いものであります。命の尊厳、女性の人権はどのように考えられたのでしょうか。更に、同じ子どもにも関わらず、1子、2子と3子以降の金額が大きく異なることにも疑義を感じており、全ての子どもたちは等しく平等であるべきと考えております。今回、残念ながら、多子世帯や子育て世帯の経済的な負担の軽減という観点はどこからも出てくることはなく、市が強く主張するのは、あくまでも、人口減少・少子化対策であり、現金一括給付はインパクトを重要視したもので、この地で出産・子育てを経験してきたものとして、虚しさを覚えま。最後に重ねて申し上げますが、全ての子どもたちが平等かつ健やかに成長していけるよう支援の強化を求めるものであります。今回、ハローベビー応援給付金に関して、修正案の提出に至った主な理由はこれまで述べたとおりです。この後、提出者として委員の皆さんからのご質疑にお答えしなくてはならないと思いますので、詳しくは、その場でご説明をさせていただきたいと思。委員の皆さん、市民の代表として良識あるご判断の上、修正案へのご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

吉津委員長 これより提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 今の修正案で、岩藤委員はデメリットを掲げておりましたが、修正するメリットについて、お伺いいたします。

岩藤委員 あくまでも、この修正動議の中で述べさせてもらったように、子育て支援策の見直しをして欲しいという意味合いを持っておりますので、この金額に関して、第1子、2子、3子、4子と金額に差がある自体も疑義を生じておりますので、そういう意味で子どもの命は平等であるという意味合いで、そこ

の観点でちょっとこの金額の差にも疑義を持っておりますので修正をかけさせていただきます。

中平委員 今の説明ですと、修正案を押すにあたってやはり第1子から第4子までも公平に扱えと。具体的な言葉はなかったんですけど、そういう現状いる子どもたちに対する手厚い保護をとということでよろしいでしょうか。

岩藤委員 まずですね、最初に貰うとすごく喜びがあると思うんですが、子育てをしていけばお金が嵩むってということがどんどん分かってきます。それをやはり手厚い支援策に変えるというほうが、私は今いる子どもたちをちゃんと保護してあげて、支援してあげて、それで長門の子育てはすごくしっかりしているというところで、移住者とかそういう人数に結びつくのではないかというふうに考えております。

中平委員 先ほども岩藤委員の説明の中で、周りの人という発言がありましたけど、その方々は、今第2子、第3子をお持ちの方なのか、よければどの程度の方にお聞きしたのかをお伺いいたします。

岩藤委員 年齢でいえば30代から70代の方です。やはり30代の方は嬉しいという声がありました。ただ、やっぱり重視しなくちゃいけないのは、子育てをされている3子、4子が双子だった方が今幼稚園くらいなんですけど、やはり、子育て支援をしていくうえで、子育ての途中にお金がかかるんだということで、早川委員の一般質問にもありましたように、制服代にもお金がかかったり、そういう、中学校、高校でもだんだんお金が金額が大きくなってくるんですよね。そういう補助のほうをしっかりと見直して欲しいという意見がありましたので、私は最初にこのインパクトっていう、金額に対してはインパクトっていうことだけが残るこの施策についてはちょっと疑問が残るところで修正案を出させていただきました。

中平委員 何名くらいの方に聞かれたかというのを教えてください。

岩藤委員 30名です。

中平委員 第2子、第3子の親御さん等は圧倒的に今少数だと思うんですね。やはり長門市議会としても少数派の意見を取り入れると。多分、岩藤委員も聞かれたと思うけど、第2子、第3子を持たれている方の正直な意見としては50万円、100万円の出産祝い金というのは、本当、そういう現状に置かれている方にしたら反対する理由がないと思うんですけど、そのあたりの、少数意見っていうのを岩藤委員はどのように思われているのかお伺いします。

岩藤委員 私は果たしてそれがお祝い金の50万円、100万円というふうに、一時金だったら、なかなかお金がどういうふうに使われているかっていうのに疑問を持ちます。私の知り合いの中にも「そういう金額じゃないよね」っていうようなことも言われていますので、お金が欲しいっていう意見も耳にはするん

ですが、果たしてそれだけで済ませていいのか、執行部の話ではこれからまた直していくっていうお話がありましたが、人口増とか、長門で子育てしていきたいっていう気持ちにはならないと私は感じております。

中平委員 第2子、第3子の方の意見をどう思われているかという、少数派の意見を大切にするという議会の方針もありますので、そのあたりをもう少し詳しく伺いたいと思います。

岩藤委員 少数意見はですね、その意見がちょっと私はなかったんで、ちょっとごめんなさい。無視をするというわけではありませんが、私の中ではやはり子育てをしていく過程での支援を手厚くして欲しいという意見がありましたので、ぜひそちらのほうにシフトして欲しいという意見でございます。

中平委員 明確にして欲しいんですけど、第2子、第3子を持たれている方は、じゃあこのハローベビー給付金事業に対して「私は反対です」と言われた方がおられたんでしょうか。

岩藤委員 だから繰り返しになりますが、子育てをしていくうえでの支援のほうを手厚くして欲しいという意見があったので、うちの身内にも、2子、3子というふうに「2人目、3人目って違うんよね」っていうところで3子目のほうにはすごくお金がかかるという意見を言っています。というのも、制服もですね、着まわしとか、結局3人目になるとボロボロになったりとか、そういうふうになってしまうので、そういうふうなところでの手厚い支援をということで申し上げている次第でございます。

中平委員 私は浅くではありますが、子育て支援に関する、ハローベビーではないんですが、誕生祝い金というのを、他市の、同時進行ぐらい、遅くても来年度ぐらいでやられるということの情報を掴んでおります。どことは言いませんが、もうほぼ、この長門市と同じような形態の給付金を考えているところとか、岩藤委員が言われたように育ち具合によって給付するっていうところもあると思うんですけど、そういうところが参考になさったというか、ちょっと言葉があれなんですけど、他市とかの状況とかは考えられましたか。

岩藤委員 隣の萩市さんは商品券を出される、そして190万円で中学校、高校、そういう段階に応じた節目で給付があると聞いています。そして議事録を読んだ中に、大分県の豊後高田市というところが全く同じような給付の内容でした。ただ、その豊後高田市は、ふるさと納税を全額子育て支援にやっているというふうな内容でしたし、何か市長の腹のくくり方が違うなという印象を持ちました。だから、私もこの地域活性化基金という取り崩して行うというところで、果たしていつまで、それだけ子どもが増えればいいんですけど、そういうふうな何か、市長の腹のくくり方がちょっと違うなというふうにも感じましたので、ちょっとインパクトで片付けてしまう政策ではないかっていうふうに感じてお

ります。

田中委員 一つ岩藤委員に確認というかお伺いしたいんですが、先ほど子どもの命の重さが差別されるってことは間違っているとおっしゃったんですが、1子目、2子目5万円、3子が50万円、その次が100万円っていうことが、子どもに対しての命の重さかどうかという話なんです、私もすごくこの施策に関しては悩みましたし、いろんな方にお話を伺いました。その中のある人の意見に、「なるほど」と思いましたのは、子どもに対してではなく、その世帯に対して貰えらる。3子目で50万円を貰えた場合は、この1子目2子目もいるんだと、その家庭には。その子たちにも我慢させている分、その子たちがたまたま入学するタイミングであつたりというところに、やっぱりお金が使えていくんだというのを聞いたときには、なるほどという感じを思っていて、命の重さで金額っていう捉え方もあるかもしれないんですが、その人数が増えていくことに対して家族全員が担う負担を少し軽くしてもらえらんじゃないかという意見に関してどう思われますでしょうか。

岩藤委員 やはりこれは子育て施策の一環なので、そういう生活費と捉えていいものかどうかの判断は、私はやはりその子ども、だったらもう少し1子目は10万円とか、2子目も10万円、そして3子目が30万円とか40万円とかですね、そういうふうに大差をつけるんじゃないくて、本当に生まれてきて、1子目からですよ、生まれてきてくれてありがとうみたいな感じの施策にすべきではないかと感じておりますので、やはりその命の、今言われたっていうのもごもつともかもしれないけど、これはあくまでも、子育て支援策っていうところでの着眼点を持っておかなくちゃいけないと感じております。

綾城委員 岩藤委員に確認です。先ほどの提案説明をお聞きしました。今、いろいろ議論を聞いておりました。ちょっと整理ですけど、これを修正されたのは、この予算は第1子、第2子というのは出産お祝い金の観点なんだと、これを否定するものではないと。多分第3子、第4子以降についてはこれあくまでも出産を奨励する、産んでくださいよということを奨励して、多子出産を奨励していく意味合いの予算であって、そこの考え方に疑義があるんだということですよ。そして、そうではなくて、子育て支援とか、今田中委員がおっしゃったように3子4子はお金がいっぱいかかるんです。私6人兄弟でしたからよくわかります。そこに多子世帯の経済的支援っていう観点がすっぱり抜け落ちてるんじゃないかと、そこがやっぱり重要なんだということを訴えたいということで間違いないですか。

岩藤委員 多子世帯に対する手厚い支援っていうのは必要だと思います。ですから、やはり今の綾城委員の言われるように、そこのところもフォローしていただきたいという意味でも、修正をしたいと思っております。

重村委員 岩藤委員に 1 点だけ確認したいと思います。私も審査には加わっていないですけど会議録を 2 度 3 度と読ませていただきました。その中で、若干の疑義があるのは、執行部も子育て支援の側面もあり定住支援の施策の面もありと、多岐にわたるこの施策に対する思いを述べられていて、執行部のほうも、もう少しこう、たたき方が足りないのかなというのを感じた部分も確かにありました。それで、岩藤委員に 1 点確認したいのは、この事業の修正案を今回出しましたというのが、多分、岩藤委員の中でも子育て支援であるとか多子世帯へのさらなる支援というのは、今の社会に必要なだと。これはもう認識を十分にされた上だと思いますけど、これを止めないといけない、修正しないといけないというのは、やはり、他の事業と違って、1 年間やってみたけど、この事業は改善が必要だ。100 万円だったけど、令和 5 年度から 50 万円にしましょう。こういったところがね、できないからこそ、この事業っていうのはやっぱりスタートする時からある程度きちんとした施策の内容、子育て世帯からも多子世帯からも、そして、そういう給付金を受けられない市民からも、「そうだね」と「社会全体で支援しなきゃいけないね」という事業でスタートを切らないといけないと思って修正案を出されているのか。それとも、このまま止めなければ長門市としてこの事業については特例的に見切り発車的な事業であってはいけないという観点があるのかどうなのか、そこらあたりを確認させてもらいたいと思います。

岩藤委員 まこと重村委員のおっしゃる通り、見切り発車になってはならないと思うんですね。ですからそこをしっかりと、もう少し精査が必要ではないかと感じておりますので、修正動議を提出させていただきました。

林委員 この修正案を出された理由は、先ほどから提出者のお話を聞いて良く理解できました。私、今回総務民生分科会において、この予算費目を審査した 1 人でありますので、詳細なところはもう執行部と随分やってますからあれなんですけど、ちょっと確認なんですけど、執行部のほうから、今の長門市政というのは言うまでもなく少子高齢化にあります。特に出生率の低下っていうのが非常に喫緊の課題になってますよね。それで、私は議論を分科会でしていた時に執行部から子育て支援、結婚から出産子育てまで、いろんな施策をトータルで見たいんだというお話もありました。そのトータルで見た場合、これを修正しなければいけないという一番の理由というのは为什么呢。例えば、保育政策にもっと力を入れるとか、女性の就労支援に力を入れるとか、いろいろバランスでどうか、今回のこの現金給付策がトータルで見たときに提出者はこれは不備だという認識があるから、これを全額削除するというわけでしょう。そのあたりの考え方っていうのはちょっとお聞かせいただけますか。

岩藤委員 本当、出会いから出産とか考えるといろいろあるんですけど、本当

奥が深くて、やはり妊娠したくても妊娠ができない方もいらっしゃいます。実際この意見を聞いた中で、ある看護師さんは同僚でも不妊治療のために九州へ通っていると言われました。そういった不妊に対する手当を県は行っていますが、長門市も人口を増やしたいということであれば、子どもが欲しい方にもそういう支援の手を差し伸べるとか、そういうところの施策も必要ではないかと考えております。私も、実際子どもが2人欲しいというふうに思っておりましたが、2人目がなかなか授からず、不妊科に通いました。やはりそういうなんかいろいろな思いもあって、私は例えば3人目とか、これはちょっと本末転倒な考えかもしれませんが、中にはそういうふうに村姑みたいな方がですね、「ええね、あんた100万円もらってから」とか、そういうふうなちょっと何かぎすぎすさせるといえるかですね、そのような施策ではないかということと、そしてもっともっと違う観点で見ていかなくちやいけないっていうのもありますし、今高齢出産もあります。私は24歳から出産して30代、産み終えましたが、今はやはり30代から産み始める方も多いです。そしてやっぱり4人目となると、40代にかかるっていうふうにもなりますし、リスクを考えるとなかなか難しいと考えるので、そういうまた違った施策も考えて、長門らしい施策というのを期待したいということも含めて、この修正案を提出させていただきました。

早川委員 多分先ほどから3、4人目とか高齢出産とか、そこに全部かかっているから経験者として一つ言わせていただきたいのが、このハローベビー応援給付金、子どもの誕生に対して長門市がようやく目を向けた施策だと思うんですね、私としては。これに対して、ようやく行政が子どもの誕生に対してお金を出すっていう言い方はなんですけれども、支援をしようということに関してはどう思われるんでしょうか。

岩藤委員 もちろん、どんどんこういうふう到他市もやっているっていうのは私も承知しておりますが、国も今、こども家庭庁みたいな、子どもに関するところで考えておられると思いますが、国がもしそういうふうな施策をするのであれば私は異論はございませんが、やはり長門市としてもっとやるべきことがあるのではないかとというふうに考えておりますので、この修正動議を上げさせていただきました。

早川委員 では、次の、今いる支援強化と先ほど一番最初におっしゃったので、今回の誕生に対しての支援、今後、現在育てているというか、その子に対しても支援をするものに対して、この議会が、議員がもっと行政に対して要請していくという形は考えられないでしょうか。

岩藤委員 そこは先ほども申し上げていますが、すべての子どもたちが平等に健やかに成長していけるように支援の強化を求めるということには変わりはないので、これからもぜひ議会としても考えていけたらいいなというふ

うに思っております。

田中委員 すみません、蒸し返すんですけど、1点だけ確認させてください。先ほど私が申しあげました、3子目、4子目の支援に対して50万円、100万円というのは子どもではなくて、実はその先に生まれている1人目、2人目に対しても支援になる、その世帯に対して支援になると申しあげました。それに対して岩藤委員が、それが生活費に使われる、子育て支援のお金とは何か考え方としてどうなんだろうというふうなことをおっしゃったと思います。そのあと綾城委員が1子目、2子目に関しては祝い金という捉え方で、3子目、4子目としては生活とか経済的な支援っていう認識でよろしいですかとお尋ねしたときに、そうだというふうにおっしゃって、これ、私は綾城委員と同じ意味で言ったんですが、ちょっと矛盾点を感じましたのでいかがでしょうか。実際は、3子目、4子目に関して経済支援の側面がすごく大きくなるっていう私はそういうつもりで言ったんですが、そこのお考えをもう一度お願いいたします。

岩藤委員 今、田中委員は1子目、2子目にも子育て支援にも当たるというふうな内容のことを言われたということだと思いますが、（話す者あり）そうですね。だから、それって何かちょっと本末転倒のような気がするんですよね。これ、そういうふうな使い方をされる方もいらっしゃるけど、4番目のほうがお金がかかるじゃないですか。だから私は出産祝い金として捉えておりましたので、そこはもう個人的な考え方といいますか。今は政策論争なので、それがどうかというところまではちょっと考えるべきなのかどうかというのにちょっと疑義を感じます。

中平委員 では最後に、岩藤委員にお尋ねします。皆さんの質問とも被るところがあるんですけど、出産祝い金としてはOKだけど、もしあれだったら第1子、第2子にも20万円とか、そういう金額的に3子目、4子目だけを優遇されるのは給付金事業の悪いところだという認識でよろしいでしょうか。

岩藤委員 私は3子目、4子目が優遇されているとは思いません。金額じゃないというところをしっかりと分かっていただきたいというふうに思います。ですから、お金ではないということで、今の子どもたちの施策をしっかりとやるべきではないかと思っておりますので、そこはちょっと誤解をしないようにしていただきたいなと思っております。

吉津委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、岩藤委員から提出された修正案に対する質疑を終わります。討論を行います。本案については、原案と修正案をあわせて討論を行います。なお、発言の際には、原案または修正案のいずれに対する意見であるか、また賛否を明らかにして発言していただきますようお願いいたします。ご意見はありませんか。

中平委員 修正案に対して反対の立場で討論を行います。すいません、私はこの修正案を今日初めて見たもので原稿も何も作っておりません。アドリブで話しますので、ちょっとおかしいところがあったら委員長止めてください。まず、この修正案に反対する主な理由が修正後の明確なビジョンが見えないということと、岩藤委員は今いる子どもたちを大切に子育て支援をという話でしたけど、それはトータルでと執行部の説明がありましたが、いろんな施策の中の、やはりその自身がやるべき事業だということで僕は理解しました。で、ちょっと今頭の中がごちゃごちゃなんですけど、最後に言いたいのは、確かに今いる子たちも大切にしなければいけない。それはもちろん子育て支援の執行部の方も考えていると思うんですよ。だから、僕は祝い金、悪いものじゃないと思っているんですけど、数字的には10名、10名の方の2子、3子のお子さんのいらっしゃるご夫婦に聞きました。そうしたら、その10名の方のご夫婦は皆さん「ありがたいこと」だと。岩藤委員も言われましたけど、それを目当てに子どもを作ることはないけど、子どもはやっぱり授かりものだと思うんですよ。お子さんって。そのときに、もう本当勇気を与えられると。100万円をいただければと。第4子がおられる方もそういうご意見でした。僕の周りだけは、そりゃあ特殊なのかもしれませんが、やはりさっき言った少数派を応援するためにも修正案には僕は反対いたします。これは最後にちょっと一言だけ言いたいの、本当、僕らが若いときに周りの人で、お金がないから子を断念する、堕胎するという方が何名もおられました。今の世の中そんな人はおらんよって言うけど、やはり生活保護だ、諸々の補助を行うときにすごい勇気が要ると思うんですよ。僕はその立場になったことはないけど、やっぱり友達とかにそういう人がおりました。だからそういう補助をもらうのと、祝い金でもらうお金ってすごい違うと思うんですよ。だから、本当にこの祝い金が出るんだったら堕胎するつもりだったけど産んで育てようと。だから2,000万円の予算で、まずそういう方が1名でも、1組の夫婦でもおられればもうこの事業はこれで成功だと思う。ちょっと修正案の反対の意見とはかけ離れますが、そういった観点からでも反対すると、修正案に。そういうところです。

吉津委員長 ほかにご意見はありませんか。修正案にまず賛成の方のご意見はございませんでしょうか。

ひさなが委員 ただいま議題となっております「議案第7号 令和4年度長門市一般会計予算」修正案について賛成、修正案を除いた原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。まず冒頭に私が申し上げたいのは、このハローベビー応援給付金2,000万円を減額削除する修正案に賛成するにあたり、祝い金を給付すること、子育て支援への予算措置を反対しているものではないことを最初に申し上げておきます。さて、このハローベビー応援給付金は大き

く分けて、議論の中でもありましたが、3つの要素が含まれていると思っております。まず1つ目、これは人口減少対策。人口減少という課題は長門市のみならず多くの自治体において喫緊の課題であります。人口減少に歯止めをかけなければならない。これは議員の皆さま同じ考えだと思います。しかし、そのことと女性にとってかけがえのないものである出産について、生まれた子どもの数によって大きな金額の差をつけること、これを結びつけることには疑義を感じております。2つ目の要素としては、子育て世帯を応援するという子育て支援の一面。これに関しましては、一括現金支給という給付の方法に疑義がございます。早川委員が一般質問でおっしゃられておりましたが、入学等の節目、節目でお金がかかってきます。そういったときに、分割によって現金支給、もしくは現物支給をするほうが子育て支援という観点からは助けになるのではないのでしょうか。また、制度設計において参考にしたとされている大分県豊後高田市、こちらでは中学校までの給食費が無料、中学生までの市営塾が無料、保育料、幼稚園授業料がすべて無料、ほかにも子育てに係る様々な事業をされています。子育て支援という観点では今長門市に住んでいる子どもたちへの支援の充実、これを図って欲しいという市民の方の声も多数聞いております。3つ目の要素としては、出産祝い金という一面。これについては、冒頭でも申し上げましたとおり全く否定するものではございません。しかし、子どもの数によって大きく金額が変わることに疑義があります。確かに3子目、4子目の他市世帯への経済的支援は必要ですが、1子目と4子目の差が95万円もあるというのはいかなるものなのでしょうか。産みたくても産めない方がいらっしゃる中で配慮にかけるとあると思っております。今申し上げました3つの要素、これを一緒にくたにして制度設計をするというのはやはり無理があるのではないのでしょうか。どれもが中途半端で、政策としての効果を測定しにくいものになっています。どの要素も長門市にとって大切な要素だからこそ、一つひとつを分けて考え、確実に必要とされている方に必要としている給付や支援が行き届くよう制度設計を見直すべきだと私は考えています。分科会審査の中で副市長が、「清水の舞台から飛び降りるようなこういうばらまき、こういうこともしなければこの危機的な人口減少を乗り越えられない」そうおっしゃいました。こういった思いは十分理解できます。執行部からしても苦肉の策だったのかなど。だからこそ議会として、一旦ストップをかけなければならない、私はそういうふうと思っています。議員の皆様にお伝えしたいのは、ここで2,000万円を減額してお祝い金も給付しない、多子世帯への経済負担も考えない、そういうことではないのです。今議論を聞いておりましたが、議員の皆さま、大なり小なりこの政策について疑義を感じられた部分があるのではないのでしょうか。どうすれば人口減少に歯止めをかけられるのか、どうすれば子育て世帯に選んでもらえる

まちになるのか、お祝い金のあり方、給付の仕方、議員の皆さまが感じられた疑義を執行部、議会が両輪となり議論を積み重ね、よりよい制度へ、本当に支援が必要なところへ届くような制度へ磨き上げていくべきだと私は考えております。そのためにも、議員の皆さまには修正案にぜひご賛同いただけますよう何卒よろしくお願い申し上げます。以上で討論を終わります。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 7 号 令和 4 年度長門市一般会計予算について、修正案に賛成し、原案に反対の立場で意見を申し上げます。まず、3 款「民生費」2 項「児童福祉費」2 目「児童措置費」の「ハローベビー応援給付金」に計上された 2,000 万円を削除する修正案に賛成する理由を申し上げます。この事業は「将来の地域社会を担う子どもの誕生を祝福するとともに、市内に住む子育て世帯を応援するための給付金を支給し、転入者の増加及び合計特殊出生率の向上につなげる」ために、新設されるものでありますが、子育て世帯に対する支援については多様な選択肢があるため、経済状況を含む社会のあり方や価値観などにより、時代の変化も反映しながら、その時々に対応に大きな影響を与えるものであります。令和 2 年 3 月に策定された第 2 期長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略には、次のような記述があります。「子育て世代に対する意識調査結果によると、理想の子ども数は『2 人』または『3 人』との回答が 8 割を超えていますが、実際の子ども数とは大きな開きがあり、様々な理由により、理想の子ども数を実現できていません」とあります。そして、理想とする子どもの数を持たない理由のトップに「子どもを育てるために、お金がかかるから」とあり、「世帯当たりの子ども数は、子育て環境に加えて親の就労環境や経済状態に左右されることから、共働き家庭の多い本市においては、子育てと仕事を両立できる環境の充実と各家庭の負担軽減の両面への対応を図る必要があります」と記されております。したがって、理想の子ども数との関係でみれば、ハローベビー応援給付金にあるように、第 3 子や、第 4 子以降に重点をおいた現金給付政策をとったとしても、必ずしも子どもの数を増やすとは限らないと思われます。私は平成 27 年 12 月定例会の一般質問の中で、合計特殊出生率が平成 26 年の速報値で全国トップレベルの 2.81 となった岡山県の奈義町を紹介しております。当時の奈義町では、出産祝い金交付事業として、第 1 子 10 万円、第 2 子 15 万円、第 3 子 20 万円、第 4 子 30 万円、第 5 子以上 40 万円という現金給付政策をとっておりましたが、現在では子どもの人数に関わらず、一律 10 万円の給付に切り替わっております。私は昨日、奈義町役場の「こども・長寿課」に電話をし、保健師でもある担当の立石さんという方にその理由をお聞きしております。一律 10 万円の給付に至ったのは「同じ大切な命であり、生まれてくる子どもの順番で祝い金に差をつけるのはどうか」といった議論が課内でなされたそうであります。そして、「一時的な

お金だけで人を育てることはできません。子育てする町を選ぶときに、出産祝い金が高いから、予防接種が無料だからといった理由だけでは、第 2 子、第 3 子を生み育てる気持ちにはなれないのでは」と述べ懐疑的な見方をされております。そのうえで「それより重要なのは、子育て支援をしてくれたり、相談に乗ってくれたりする先輩ママや、なぎチャイルドホームで交流するママ友との交流だと思います」と話されておりました。子育て応援宣言を行っている奈義町の取り組みは説得力と学ぶべき点があり、ハローベビー応援給付金のすべてを否定するわけではありませんが、政策的には一考の余地があると思われ、これが修正案に賛成する主な理由であります。次に原案に反対する理由を申し上げます。予算は一括して賛否を問い、一つの項目ごとに賛否を問うものではありません。市民要求が実現する内容もあれば、ムダな予算や市民にとって痛みとなる予算も含まれている場合もあります。したがって、提案された予算の内容に応じて、修正案や組み替え動議を出すこともあれば、討論を通じて賛否の態度を明らかにすることもあります。個々の施策で賛成しているものがあるからといって、必ずしも予算全体に賛成するとは限りませんし、逆に、予算全体に反対しているからといって、市が行う施策のすべてに反対だというわけではありません。ご承知のように、議案の中で最も大切なものは予算であり、その予算の執行を通じて確定したものが決算であります。この 3 月定例会は予算議会と呼ばれ、市長の施策の大綱と当初予算案が提案される、1 年の中でもきわめて重要な議会であります。令和 4 年度一般会計当初予算案は、前年度比 4.2% 減の 193 億 1,200 万円の予算規模となり、前年度の 201 億 6,700 万円から 8 億 5,500 万円の減額となっております。地方自治法第 1 条の 2 では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとする」とうたわれております。地方自治の本旨に基づき、その財源・権限を市民の立場に立って住民福祉の向上に努めるとともに、安全・安心のまちづくりの推進など、市民に寄り添う姿勢が求められております。言うまでもなく、当初予算案は市長の政治姿勢、行財政運営の姿勢を写す鏡であります。私は 2 月 18 日の議会開会初日における市長の施政方針や提案説明、本会議や委員会での議論、また毎定例会での一般質問での論戦を通じて、市長の政治姿勢や行財政運営に対する取り組みを注意深く見て参りました。市長がどういう考えで予算を編成しているのか、必要な施策に十分な財源が充てられているのか、市民の目線で不要不急と思われる施策はないのかななどを総合的に勘案して、予算案への態度を慎重に判断しております。令和 4 年度当初予算案は「困難を乗り越え活力ある未来を切り拓く市民生活密着型予算」と位置付けられております。本市の財政構造は、地域経済が脆弱であることから自主財源に乏しく、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない構造

となっており、その上、人口規模に比べて広範な中山間地域を有しているために、生活環境整備や教育、福祉行政施策に経費を要するなどの地域特有の問題も多く、厳しい財政状況が続いております。また、少子高齢化や若者の都市部への流出による社会・経済活動の縮小に伴う市税の減収に加え、生活基盤の維持や福祉対策、さらには公共施設の老朽化や空き家への対策等、本市の抱える構造的な課題が財政運営に影響を及ぼしております。こうした様々な課題が山積する中で、また長期化する新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、3つの重点施策に沿って、「市民のいのちと生活」を第一に、福祉、環境衛生、防災・消防、教育、生活基盤の整備はもとより、農林漁業、商工業、観光振興など、産業基盤の強化に取り組む姿勢も随所に見受けられ、さらに、令和2年度決算を通じた議会からの要望事項についても、限られた財源の中にあっても予算に反映されたものも多くあり、こうした点は大いに評価するとともに、市長以下、関係部署の御努力に対して、心から敬意を表するものであります。市長にとって3回目の予算編成となった令和4年度当初予算案は、部分的に江原カラーを押し出したものになっておりますが、前市政からの懸案事項の後始末を押し付けられた内容となっております。いくつか事例を挙げれば、用地取得の見通しが甘かったために、事業費が膨れあがった三隅地区工場用地整備事業をはじめ、公民連携とは名ばかりの長門湯本温泉観光まちづくり推進事業があります。特に長門湯本温泉観光まちづくり推進事業については、エリアマネジメント組織への補助金があります。エリアマネジメント会社は、「リスクを背負って、覚悟を決めた民間事業体」というふれこみではありますが、その実態は、補助金に依存した行政主導の民間事業体となっております。23億4,000万円を投じた湯本温泉街のハード整備が終わり、今こそ公民連携の精神である補助金に頼らないまちづくり、稼ぐ民間の力を発揮しなければなりません。入湯税の不均一課税は湯本地区で適用され、補助金の原資は目的税である入湯税であり長門湯本温泉みらい振興基金を通じて支出されております。私自身、当初はこのスキームによって、厳しい観光客目線の評価を前提に置いた妥協なき観光まちづくりを着実に継続し、長門湯本温泉街の持続的再生が実現できると思っておりました。地元が結集して一枚岩となり、必死になってできることから官民共同で力を合わせて実行していくことこそ湯本の持続的発展の最後のチャンスであると考えていただけない、昨年の観光公衆トイレの問題に端を発したエリアマネジメント会社と地元住民との軋轢が表面化したことにより、残念ながらこの認識は改めざるを得ないという結論に至っております。これとは対照的なのが、官民連携の「ながとラボ」であります。ながと物産合同会社がアンテナショップであるセンザキッチンを活用して、マーケットインを行い、消費者ニーズを分析した情報を商品開発に生かせる体制づくりを確立するため、生産者や事業

者のアイデアを結集して長門市の地域産品の付加価値を高めて、所得向上や次世代の担い手育成、雇用の創出を図る拠点施設として平成 29 年度に「ながとラボ」が開設されております。行政はラボを運営する民間事業者に対して、当初から自走運営を求めています。商品開発やヒット商品などは簡単にできるものではありません。新年度は 90 万円の補助金が計上されておりますが、同じエリアマネジメント組織への 2,790 万円の補助金と比較しても雲泥の差であります。観光公衆トイレの問題でも明らかになっておりますが、案内表示設置費用 150 万円の支出を市長の判断で支出できないような長門湯本温泉みらい振興基金とは、いったい何を目的とした、誰のための基金か、疑問視せざるを得ないのであります。入湯税を納めていただく受益者への還元と、本市が提案する観光客へのおもてなしの両面から、不均一課税と合わせ、長門湯本温泉みらい振興基金はキッパリ廃止すべきであり、こうした前市政からの政策を引き継ぐことはやめて、観光振興基金条例に統一し、入湯税本来の趣旨に立ち返ることを提案するものであります。予算執行後における年度末の市債残高見込み額は 214 億 3,905 万 6,000 円となるなど、前市政による本庁舎建設事業などの大型事業を進めてきたツケは、一般会計の弾力的な運用を困難にしており、国民健康保険料の引き下げなど他会計への繰り入れが制約されております。これらはお金がないのではなく、予算のやりくりが間違っていたに過ぎません。こうした点でも予算案を認めることはできません。これまでの議会論戦を通じて、市長には地方自治の本旨の実現に向けた確固たる政治的な一貫性もなく、その場しのぎの言葉だけが先行するなど、「市民のいのちと生活を守る」という基本理念、市政を担うにふさわしい、あるべき政治姿勢については疑問視せざるを得ないのであります。長門市の中長期的な展望をどう描いておられるのか、これらの明確なメッセージ、リーダーシップがまったく見えないことも予算案を評価できない点であります。現在、市政を取り巻く環境は人口減少、少子高齢化、地域産業の低迷など、難問が山積しておりますが、市長が掲げた政策や公約に対する取り組みをはじめ、市政のあらゆる問題についても絶えず市民の目線で考えることが求められております。そして、何よりも公正で民主的な政治姿勢を基本とした市政運営を行うとともに、本当の意味で「市民の命と生活を守る」ことが重要となります。市長に対しては、長門市のさらなる発展と市民にとってもっと住みよく、魅力あるまちとするための市政運営を強く求めて意見いたします。

綾城委員 私は修正案に賛成の立場、修正を除く原案に賛成の立場から討論を行います。この事業は、市内に住む子育て世帯を応援するための給付金を支給することにより、転入者の増による社会減の抑制、合計特殊出生率の向上につながることを目的として、第 1 子、第 2 子を 5 万円、第 3 子を 50 万円、4 子以

降に 100 万円支給するものでありますが、この事業について複数に及ぶ疑義を持っております。その中でも主に 5 点ほど自身の見解を述べたいと思います。まず 1 点目は、第 1 子で先ほど来からありますように、第 1 子、第 2 子は 5 万円、第 3 子は 50 万円、第 4 子は 100 万円と同じ子どもでもあるのかかわらず、その金額の設定に大きな差異があること、そしてその設定の理由についてです。今回の制度は、第 1 子、第 2 子は出産のお祝い金の意味合い、そして第 3 子以降は出産を奨励する意味合いの金額設定であることが分科会審査で明らかとなっております。また、現金一括給付にした理由はインパクトのある 1 つの起爆剤だということでございました。このことからまず、制度設計における市の考え方について強く疑義が生じているものです。まず基本的に、子どもは等しく平等であります。そして優先されるべきは人口減少、少子化対策、大事なことです。これではなく子育て支援の充実、そして今すでにいる子どもたちへの支援の充実であるというふうに考えております。本市は全国や県内他市と比較しても平均所得が低い傾向にあり、夫婦で共働きをしても子どもを十分に塾に通わせることや大学に通わせることがかなわない家庭もあります。私も 6 人兄弟ですが、多子世帯の家庭はさらに大変だというふうに分かっております。そういう環境下にある子どもたちに、ほかの子と同様の教育水準が受けられる環境を後押しし、子どもが希望する道へ歩んでいけるようサポートすること、そこに徹底的に気を配ることこそがまず行政が担うべき役割ではないでしょうか。そのために今優先することは、第 3 子や、第 4 子を出産を奨励することやインパクトのある起爆剤ということではなく、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るなど、社会全体で子育てを応援するという考え方に立つべきだというふうに思います。2 点目として、これは政策的効果はほとんど期待できないというふうに考えているところでございます。今回の事業が議会に提案されて以降、知人、友人に 50 万円、100 万円もらえるなら子どもを産むか、産まないかをお尋ねいたしました。私が知る限りでは、産むと答えた女性は皆無でした。また、分科会審査の副市長の答弁でも、「お子さんのいる女性職員から、これは効果がないんじゃないかという指摘があった」ということが明らかとなっております。副市長いわく、最終的には市長の判断ということでございましたが、3 子目や 4 子目が欲しいと前向きに考えているご夫婦や、このお金がなくてももともと出産を予定されているご夫婦にとってもありがたい事業であることは分かりますが、それとこれを分けて考える必要があると思います。政策を形成する過程においては、しっかりとした目的が必要でありその目的に沿った効果が求められます。また、副市長から「私は人口減少対策、その中の少子化対策の一環だと考えている」というふうな考え方を分科会審査の中で示されました。で、あるならば、余計でも政策効果の期待は薄いというふうに考えております。その意

味からも反対です。3点目は、50万円、100万円という大金を現金で一括払いするということでございます。たとえば、成長過程に応じて生まれたとき、幼稚園、保育園の入学時、小学校、中学校の入学時、高校の入学時などの節目、節目にお祝い金や支度金として支給し、子育て世帯の負担軽減を図る方法もあるし、確実に子育て支援に使ってもらえるよう、商品券や現物支給という方法もございます。そういった中で、インパクトを持たせるという理由だけでそれら有効な方法を選択しなかったことは、市長判断として間違っただけではないでしょうか。4点目として、女性にとって出産とは尊いものであり、お金でどうかというものではないのではないかとことです。これは単に個人の価値感の問題なのかもしれませんが、この政策は、子どもを多く産む女性には価値があり、産まない女性の価値は低いとも捉えられかねません。実際に私は子どもを産んでいませんので、子どもを産めなくて、市に貢献してなくてすみませんと引け目を感じております。子どもを産みたくても産めない人、不妊治療で苦しんでいる人、産み終わって今後産まない人、子どもを持っていない男性、性的マイノリティの人々など多様な人々がいますが、子どもを多く産む女性以外を心理的に追い詰めてしまうのではないだろうか。私はその考え方について、まだ自分自身の答えを出せておりません。5点目として、分科会審査で副市長は、国はこども家庭庁を設置すると言っており、国策として人口減少、少子化対策を行おうとしているというふうにおっしゃられております。また、分科会審査で議員からも、少子化、出生率の向上というのはもうオールジャパンで考えなきゃいけない問題だという意見も出されております。であるならば、1,000歩譲っても、出生数や多子出産の問題は、国の考え方や制度設計を待ってからでも遅くはないのではないのでしょうか。ですが、それとは別として、自治体でもやれることはたくさんあるというふうに思います。修正案の説明の中で岩藤委員から言われたように、これから生まれてくる子どもたちと、今すでにいる長門市にいる子どもたちへの支援の充実強化を、そして多子世帯への経済的負担軽減策の充実、不妊不育治療への経済的負担軽減など、新たに市として制度化していただきたいと思います。重ねて最後になります、重ねて申し上げますが、今回の修正案は、出産のお祝いや多子世帯への支援、これらを否定するものではなく、すべての子どもたちが平等かつ健やかに成長していけるよう支援の強化を求めるものでございます。また、今回指摘した事項が、これまで述べた方法で改善され実行されなければ何もなりません。議員の多数の皆さまに支持をされ、執行部の皆さまにも共鳴をしてもらい、さらに実行をされなければ修正する価値がないということを強く申し上げたいというふうに思っております。議員の皆さまには今一度ご検討いただき、多くの皆さまのご賛同を賜れますよう私からもお願いを申し上げます。以上です。

重村委員 それでは簡潔に、岩藤委員が提出されました修正案に賛成、その修正した部分、減額した原案に賛成の立場から討論に参加させていただきます。論点は、もうすでに先にされた方々から出尽くしておりますので、その部分は割愛をさせていただきます。私が修正案に賛成を取る立場としましては、議員生活 13 年、当初予算において修正案に賛成を示したことは一度もありませんでした。しかしながら、4 年度のこの一般会計予算につきましては、岩藤委員から提出されたように、この事業については令和 4 年度だけ試験的にやるというような事業ではありません。先ほど、これは申し上げました。吟味に吟味をして、叩いて叩いて、当然、子育て世帯の方からも支持を得る。しかしこの 2,000 万円の使い道というのは、そういう方たちだけに支持を得たのではなく、長門市民みんなのお金であります。市民の皆さんにきちんと説明がつく予算の内容でないといけないというふうに私は判断をしております。それと、議員の皆さんにこれは申し上げたいと思います。討論は、採決をする前の最後の段階の発言であります。1 年前、4 月に選挙が行われ、私たちは、どうしてここに座っているのか。それは、江原市長が言われていました「政策は机上で行われている」と。というふうに今の市長は言われて選挙を戦われました。私たちも、それを最後のとりでとしてチェックをする機関の議員として、この事業については、1 回ここで歩を止めて、再度練り直して次の議会でも補正予算として上程していただいても構わないというふうに私は思っております。予算編成権の部分に立ち入りましたけれども、江原市政を支えるのであれば、ここで一步、歩を止め、この事業の有効性、そして市民にきちんと説明ができる事業にして歩を進めるべき。そういう皆さんのご認識を求めたいと思います。以上で討論を終わります。

吉津委員長 ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。なお、採決は挙手により行いますが、挙手をされない方は反対として取り扱いますのでご了解願います。まず、岩藤委員から提出された修正案について採決しますので、お間違えのないようお願いいたします。本修正案に賛成の方は、挙手願います。挙手多数です。よって、岩藤委員提出の修正案は可決されました。次に、ただいま修正可決した部分を除く原案について採決します。修正可決した部分を除くその他の部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 7 号の修正可決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。この際、予算決算常任委員会を休憩します。説明員の方はご退席願います。

— 休憩 11 : 00 —

— 再開 11 : 24 —

吉津委員長 休憩前に引き続き、予算決算常任委員会を再開します。お手元に配付のとおり、議案第 7 号について、中平委員から附帯決議案が提出されました。この際、提出者の趣旨説明を求めます。中平委員。

中平委員 お疲れ様です。読み上げて説明と替えさせていただきます。議案第 7 号 令和 4 年度長門市一般会計予算に対する附帯決議。市は、以下の事項に十分留意の上、予算執行に努めること。1、「職員研修事業については、働き方改革の促進、メンタルヘルスケア、法令遵守、ハラスメント防止、接遇マナー等の研修を推進し、職員の健康管理や職務に対する意欲の向上を促すよう努めること」2、「光ファイバー網整備事業については、円滑な工事発注や適切な施工管理に努め、一日も早い市内全域でのサービス開始に向け、市・ながとテレビ・工事関連事業者が一体となって取り組むこと」3、「ケーブルテレビ施設等整備事業については、光ファイバー網の整備完了後、通信料等、利用料金の改定を行う際には市民生活に寄り添った料金体系となるよう十分考慮すること」4、「本市の基幹税目である市税等については、コロナ禍の影響に伴い、生活困窮や事業不振等により滞納事案が発生した場合、滞納者の実情等を斟酌し、適正・適法に徴収行政を執行すること」5、「油谷地区小さな拠点づくり推進事業については、支所のあり方に関する様々な選択肢を示した上で、油谷地区全体の合意形成が図られるよう丁寧な説明を続けること」6、「市民のキズナ創出事業については、新たな地域の担い手を育成するため、市民活動に対する支援体制の周知・徹底を図り、30 歳以下の若者の活動が活発になるよう取り組みを強化すること」7、「敬老事業については、新年度から温泉入浴優待券が廃止されるため、対象となる高齢者の理解が得られるよう丁寧に説明すること。また、敬老会開催事業については、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中で、敬老会を開催する自治会に対しては感染拡大防止対策など十分な支援を行うこと」8、「子ども・子育て支援事業計画策定事業については、子どもの貧困等の事業計画を追加策定するにあたり、声の届きにくい子育て世帯の実情に沿った持続可能な事業計画の策定に努めること」9、「診療所運営事業については、二次救急医療機関の負担の軽減を図るため、医師や看護師等の人材確保に努めるとともに、長門医療圏域では循環器内科や脳外科など専門医の確保も大きな課題となっており、今後とも関係機関との連携をいっそう強化し、医師の確保を図ること」10、「種苗放流事業及び令和 4 年度に再開される種苗中間育成事業においては、漁業従事者の所得向上のための施策であり、漁業関係者からも大いに期待されていることから、持続可能な事業の推進に向け努められたい」11、「地域公共交通推進事業においては、デマンド交通が導入された地域での検証を踏まえ、新たに導入する地区住民へのきめ細やかな説明と周知徹底に努めるとと

もに、市民が真に利用しやすい地域公共交通体系の再構築を図られたい」12、「三隅地区工場用地整備事業においては、これまで多額の公費を投入しているが、諸般の事情により大幅に計画が遅れている。工場誘致により地域の雇用創出、経済の活性化が期待されており、国、県の協力のもと、第 2 工区の諸事業の円滑な事業進捗を図り、早期の用地整備に努められたい」13、「ながと特産物振興事業においては、ながと 6G 構想で示された地域活性化指針である一次産業従事者の所得向上を目指すとともに、若者が本市で暮らし生活できるような将来を見据えて取り組まれない」14、「長門湯本温泉観光まちづくり推進事業においては、地域の声を汲み取り地元同意を最優先に事業の推進を図られたい」15、「住まい快適リフォーム助成事業においては、施工業者が偏らないよう努めること。また、住まい快適リフォーム助成商品券は市内で広く使えるよう配慮すること」以上、決議する。

吉津委員長 以上で、趣旨説明は終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑はありませんか。

吉津委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号に対し本附帯決議を付すことに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 7 号に本附帯決議を付すことに決しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。